

2020年10月2日改訂
2020年9月16日改訂
2020年8月26日改訂
2020年7月28日改訂
2020年7月6日改訂
2020年6月12日改訂
2020年5月29日改訂
2020年5月27日発行

横浜市文化観光局文化振興課

横浜市文化施設における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年10月2日改訂版）

※適用期間 2020年10月2日から11月末日

目次

- 1 本市文化施設感染症対策の基本的対策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 2 対象施設・・ p4
- 3 施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 4 本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 5 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- 6 施設種別対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p13
 - ・ 共通
 - ・ 展示系施設（展示室、ギャラリー、アートギャラリー）
 - ・ ホール系施設
（大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台）
 - ・ 練習系施設（練習室、リハーサル室）
 - ・ 講座系施設
（アトリエ、創作室、制作室、陶芸センター貸室、各種教室、自由作陶教室）
 - ・ 集会系施設
（会議室、多目的ルーム、ミーティングルーム、レクチャールーム、和室、茶室）

1 本市文化施設感染症対策の基本的方針

- (1) 本ガイドラインは内閣官房事務連絡に示す「11月末」までの対応を示したものです。
- (2) 「施設種別対策」に沿って対応します。
- (3) 各施設とも、感染症対策として、利用人数等について、以下の「施設種別制限内容」に沿って利用制限を行います。
- (4) 各施設主催事業についても、ガイドラインに沿って対策を実施してください。

【施設種別制限内容】

| 分類 | 具体的室名 | 主な制限内容 |
|------|---------------------------------------|---|
| 共通 | 全室 | <p>定員の2分の1以内</p> <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>ただし、来場者がステージ上を除く客席又は各室において、大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内とする。</p> <p>※定員を、50%を超えて100%以内とする場合は<u>本ガイドラインに加え「11月末までの催物の開催制限等について」</u>で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための<u>措置を講ずるものとする。</u></p> |
| ホール系 | 大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台 | <p>来場者がステージ上を除く客席、楽屋及びホワイエ等において、大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場、または、「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずることが難しい場合など、定員の50%を上限とする時は、前後左右空けて着席</p> <p>ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。</p> <p>客席最前列と出演者のアクティビティエリアの間は2m空ける（客席数を確保するため</p> |

| | | |
|------|------------------------------------|--|
| | | に出演者が下がっても良い)。ただし、客席に向かって大声での発声・歌唱を行う場合は、客席と大声での発声・歌唱を行う人との間にさらに一定の距離を確保する。 |
| 展示系 | 展示室、ギャラリー | <p>来場者が、室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないもので、収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない）を空けることとする。</p> <p>来場者が室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずることが難しい場合などで、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を要することとする。</p> |
| 練習室系 | リハーサル室、練習室、スタジオ、音楽ルーム、カルチャー工房、音楽工房 | <p>管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。</p> <p>向かい合っただけの大声での発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合はマスクに加えフェイスシールド等の対策を講じるものとする。</p> |
| 講座系 | アトリエ | — |
| 集会室系 | 会議室、集会室、研修室 | — |

※横浜能楽堂「研修室」、大倉山記念館「集会室」及びS Tスポットは利用実態に応じた対応。

※長浜ホール「多目的ルーム」、吉野町市民プラザ「会議室」及び岩間市民プラザ「レクチャールーム」の利用は練習室系施設のガイドラインに準じた対応。

2 本ガイドラインの対象施設

- (1) 区民文化センター
 - a 鶴見区民文化センター（サルビアホール）
 - b 神奈川区民文化センター（かなつくホール）
 - c 港南区民文化センター（ひまわりの郷）
 - d 旭区民文化センター（サンハート）
 - e 磯子区民文化センター（杉田劇場）
 - f 緑区民文化センター（みどりアートパーク）
 - g 青葉区民文化センター（フィリアホール）
 - h 戸塚区民文化センター（さくらプラザ）
 - i 栄区民文化センター（リリース）
 - j 泉区民文化センター（テアトルフォンテ）
- (2) 横浜美術館
- (3) 横浜みなとみらいホール
- (4) 横浜能楽堂
- (5) 横浜にぎわい座
- (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
- (7) 横浜市民ギャラリー
- (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
- (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
- (10) 吉野町市民プラザ
- (11) 岩間市民プラザ
- (12) 大倉山記念館
- (13) 長浜ホール
- (14) 久良岐能舞台
- (15) 陶芸センター
- (16) 大佛次郎記念館
- (17) S Tスポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である（1）接触感染及び（2）飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。

また、集客が見込まれる催しについては、（3）集客施設としてのリスクの所在を確認してください。

(1) 接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ等）には特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状況を考慮しつつ、人と人の距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リスクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、2020年10月2日から11月末日までとします。なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも改訂いたします。

12月以降はガイドラインの取り扱いについて現時点でお示しすることができません。そのため12月以降の利用者の皆様へは柔軟かつ丁寧な対応をお願いいたします。

5 参考（次項）

「11月末までの催物の開催制限等について」（抜粋）

（令和2年9月11日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可とする**。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行する**。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 |
|----|----|----------------|--------|
| 現在 | 屋内 | 50%以内 | 5,000人 |
| | 屋外 | 十分な間隔（*できれば2m） | 5,000人 |

| 時期 | | 収容率 | 人数上限 |
|----------|---------|--|---|
| 当面11月末まで | イベントの類型 | 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 | ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。 |
| | | 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照 | |
| 6 | | 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） | 50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔） |

| <p>大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例</p> | <p>大声での歓声・声援等が 想定されるものの例</p> |
|---|--|
| <p>音楽</p> | <p>音楽</p> |
| <p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p> | <p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p> |
| <p>演劇等</p> | <p>スポーツイベント</p> |
| <p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p> | <p>サッカー、野球、大相撲 等</p> |
| <p>舞踊</p> | <p>公営競技</p> |
| <p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p> | <p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p> |
| <p>伝統芸能</p> | <p>公演</p> |
| <p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p> | <p>キャラクターショー、親子会公演 等</p> |
| <p>芸能・演芸</p> | <p>ライブハウス・ナイトクラブ</p> |
| <p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p> | <p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p> |
| <p>公演・式典</p> | <p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p> |
| <p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p> | |
| <p>展示会</p> | |
| <p>各種展示会、商談会、各種ショー</p> | |
| <p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p> | |

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 7 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱う。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
- 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

| | | |
|---|--------------|---|
| ① | マスク着用の担保 | ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |

(2) 基本的な感染防止等

| | | |
|---|-----------|---|
| ③ | ①～②の奨励 | ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） |
| ④ | 手洗 | ・ こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | ・ 主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ | 換気 | ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ | 密集の回避 | ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 |
| ⑧ | 飲食の制限 | ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 |
| ⑨ | 参加者の制限 | ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 |
| ⑩ | 参加者の把握 | ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 |
| ⑪ | 催物前後の行動管理 | ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 |

(3) イベント開催の共通の前提

| | | |
|---|---------------|---|
| ⑪ | 入退場やエリア内の行動管理 | ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可 |
| ⑫ | 地域の感染状況に応じた対応 | ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする**。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限り）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

| コンサート・演劇・スポーツイベント等 | | | |
|---|--|---|---|
| イベントの性質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定） | | |
| 想定されるイベント及び収容率等 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 </td> </tr> </table> | <p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 | <p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 |
| <p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 | <p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 | | |
| 100%開催の具体的要件 | <p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 | | |

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

| | 展示会、地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 |
|--------------|---|--|
| イベントの性質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者を把握困難 |
| 想定されるイベント（例） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等 |
| 開催要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。 |

イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは**、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、**参加人数が増えるにつれて連続的に増加**するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能**になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定**する。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等**については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討**するよう促す。

| | コンサート・演劇・スポーツイベント等 | 展示会・地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り等 |
|------|---|------------|--------------|
| 人数上限 | ①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人 | | 慎重な判断 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 | | |

〈施設種別対策〉

| | | | |
|--|--|--|--|
| (対象) 凡例 来場者：公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方 施設利用者：施設を借りて利用する方 施設管理者：指定管理者 | | | |
|--|--|--|--|

| No. | 分類 | 対象 | 対応 | ◎=必須 ●=推奨 |
|-----|----|-----------------------|---|--------------|
| A00 | 共通 | 来場者 施設管理者 施設利用者 | 政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。 | ● |
| A01 | 共通 | 来場者 | 施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いをお願いする。 | ◎ |
| A02 | 共通 | 施設管理者 施設利用者 | 貸館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。 | ◎ |
| A03 | 共通 | 来場者 | 来場者にはマスク着用又はハンカチで口を覆う等の咳エチケットをお願いする。 健康上の理由によりマスクを着用できない方を配慮する。 | ◎ |
| A04 | 共通 | 施設管理者 | 施設側スタッフはマスク着用を必須とする。 | ◎ |
| A05 | 共通 | 来場者 | 削除 | |
| A06 | 共通 | 施設管理者 | 来場者が列をつくる場所（受付や出入り口、トイレ等）の床には最低1m（できれば2m）おきに待機線（マーキング）を貼る。 | ● |
| A07 | 共通 | 施設管理者 | 窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。 | ◎ |
| A08 | 共通 | 施設管理者 | 現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。 | ● |
| A09 | 共通 | 来場者 | 来館前の検温実施の要請のほか、発熱（37.5℃を目安として）又は風邪の症状がある場合の来館自粛を求める旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。 | ◎ |
| A10 | 共通 | 施設管理者 | 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。 | ◎ |
| A11 | 共通 | 施設管理者 | ユニフォーム等をこまめに洗濯する。 | ◎ |
| A12 | 共通 | 施設管理者 | 【機械換気による場合】 ・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方にに基づく必要換気量（一人あたり毎時30m ³ ）が確保できていることを確認すること。 【自然換気による場合】 ・換気回数（部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数）を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とする。 □空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。 | ◎ |
| A13 | 共通 | 施設管理者 | 手が触れる場所をこまめに消毒する（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）。手を触れないで済む工夫が可能であれば検討する。 | ◎ |
| A14 | 共通 | 施設管理者 | コインロッカー、傘立て等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。 | ◎ |
| A15 | 共通 | 施設管理者 | 貸出備品類（楽器を除く）は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。 | ◎ |
| A16 | 共通 | 施設利用者 | 備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。 | ◎ |
| A17 | 共通 | 施設管理者 | 長時間滞留の防止策として、ロビー等では隣同士で座れないような対策をとる。 | ◎ |
| A18 | 共通 | 施設管理者 施設利用者 | 感染対策への協力の呼び掛け（体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参等）や、入場制限、利用定員などの案内等についての広報（WEBサイト、ちらし掲出等）を行う。 | ◎ |
| A19 | 共通 | 施設利用者 | パンフレット、ちらし、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。プレゼント差し入れは控えるようにお願いする。 | ◎ |
| A20 | 共通 | 施設管理者 | トイレの蓋がある場所では蓋を開けて水を流すよう、お願いの掲示をする。個人用タオルやハンカチを持参していただくよう、事前にお知らせし、ハンドドライヤーの利用は中止する。 | ◎ |
| A21 | 共通 | 施設管理者 | ショップ、カフェ、ドリンクコーナー、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他） 外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会） 図書館における新型コロナウイルス拡大予防ガイドライン（日本図書館協会） | ◎ |
| A22 | 共通 | 施設管理者 | 施設利用者、来場者向けにマスク販売は可とする。 | ● |

| No. | 分類 | 対象 | 対応 | ◎=必須 ●=推奨 |
|-----|----|----------------|--|--------------|
| A23 | 共通 | 施設利用者 施設管理者 | 施設利用者に対して、参加者全員の氏名及び緊急連絡先（グループで参加している場合には代表者氏名連絡先と人数のみ）を把握し、名簿の作成を依頼する。利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムの導入を推奨する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムを導入し、登録した場合には名簿の作成は不要とする。 ※施設管理者が行う自主事業においても、同様の扱いとする。 ※個人情報収集した場合には、来場者に新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする連絡以外には使用しないことをあらかじめ伝ええた上で、1か月をめぐりに確実にシュレッダー等で廃棄する。 | ◎ |
| A24 | 共通 | 来場者 | 大声での会話は極力回避していただく。 | ● |
| A25 | 共通 | 施設管理者 | 今回のガイドラインの対応を取るにあたり開館時間の短縮が必要な場合には、文化振興課と調整する。 | ◎ |
| A26 | 共通 | 施設管理者 施設利用者 | スタッフ控室、更衣室等でも3密や対面での会話を避ける工夫をとる。 | ◎ |
| A27 | 共通 | 施設利用者 | こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。 | ◎ |
| A28 | 共通 | 施設利用者 | ごみは利用者が持ち帰る。 | ◎ |
| A29 | 共通 | 施設利用者 | 飲食については、感染リスクが高いため、次の事項を厳守とする。 ○対面禁止・食事中の会話禁止・十分な間隔の確保・施設の指定した場所 なお、熱中症対策のための水分補給は可能とする。 | ◎ |
| A30 | 共通 | 施設管理者 | 3密にならず、換気が適切に行われている場所を飲食ができる場所として指定する。 また、飲食は感染リスクが高いことを利用者に伝え、共通認識とする。 | ◎ |
| A31 | 共通 | 施設管理者 | 所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告すること。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討すること。 | ◎ |
| A32 | 共通 | 施設管理者 | 施設において、施設職員や利用者の感染（疑い含む）を把握した場合には、報告様式に基づき、文化振興課あてに、速やかに報告する。 | ◎ |
| A33 | 共通 | 施設管理者 施設利用者 | 定員の2分の1以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。 ただし、来場者がステージ上を除く客席または各室において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内とする。 ※定員を、50%を超えて100%以内とする場合は 本ガイドラインに加え 「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずるものとする。 自主事業の場合は施設管理者が対策を実施。 貸館の場合は主催者に実施を要請しチェックリストの提出を求める。 | ◎ |
| A34 | 共通 | 施設管理者 施設利用者 | チケットを販売する際には、その催しについてチケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。 また、チケットを定員の50%を超えて100%以内にて販売する場合には、マスクの着用が必須であることや、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際の払戻の規定等について周知を行う。 | ● |
| A35 | 共通 | 施設管理者 施設利用者 | 来場者を定員の50%を超えて100%以内を見込む場合は、来場者全員の入室前の検温を実施すること。 自主事業の場合は施設管理者が実施。 貸館の場合は主催者に実施を要請し、チェックリストの提出を求める。 | ◎ |

〈施設種別対策〉

| No. | 分類 | 対象 | 対応 | ◎=必須 ●=推奨 |
|-----|----------------------|----------------|---|--------------|
| B01 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 対面での会話を極力回避する。人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。 | ◎ |
| B02 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 入館前のサーモグラフィや非接触検温器による検温を実施する。発熱等の症状がある場合には入館をお控えいただく旨の掲示する。 | ● |
| B03 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 入場時のチケットのもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、施設管理者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。 | ● |
| B04 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 自動音声による注意喚起等特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。 | ◎ |
| B05 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 団体客の受け入れを中止する。（大型バスでの来場中止） | ◎ |
| B06 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 来場者が、室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないもので、収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない）を空けることとする。 来場者が室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずることが難しい場合などで、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を要することとする。 | ◎ |
| B07 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 展示室内においても、フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低1m（できるだけ2mを目安に））。屋外展示も同様とする。 | ◎ |
| B08 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 展示設営時に人と人との間隔を極力とる。 | ● |
| B09 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 削除 | |
| B10 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 削除 | |
| B11 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。 | ◎ |
| B12 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 展示室内でのギャラリートーク、表彰式等のイベント開催は可とするが、大声での会話をしないことに加え密が発生しない程度の間隔を空けることとする。 | ◎ |
| B13 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いので展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることがないように注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。 | ● |
| B14 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | 展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーティション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く。 | ● |
| B15 | 展示系施設 (展示室、ギャラリー) | 施設管理者 施設利用者 | オーディオガイド、ヘッドフォンは使用のたびに消毒。消毒が困難な場合には貸出中止とする。 | ◎ |

〈施設種別対策〉

| No. | 分類 | 対象 | 対応 | ◎=必須 ●=推奨 |
|-----|---------------------|----------------|---|--------------|
| C01 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 来場者がステージ上を除く客席、楽屋及びホワイエ等において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずることが難しい場合など、定員の50%を上限とする時は、前後左右空けて着席。 | ◎ |
| C02 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 客席最前列と出演者のアクティングエリアの間は2m空ける。この際、客席数を確保するために出演者が下がっても良いが、施設利用者はアクティングエリアの先端部分を決め、出演者がわかるようにマーキングする。 舞台から客席までに高低差がある場合には飛沫の飛ぶ距離が長くなるため、距離について十分な配慮をする。 | ◎ |
| C03 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 入退場時や集合場所、舞台上、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。 | ● |
| C04 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。また券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。 | ◎ |
| C05 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。 | ● |
| C06 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。 | ◎ |
| C07 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 来場者 | 入待ち及び出待ちは控えていただく。また、プレゼント及び差し入れも控えていただく。 | ◎ |
| C08 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | パンフレット等の物販を行う場合、購入には最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けていただく。 | ◎ |
| C10 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 物販に関わるスタッフは、マスクの着用と石けんによる手洗い又は手指消毒を徹底する。多くの人が触れるようなサンプル品、見本品は取り扱わない。 | ◎ |
| C11 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 出演者間でも感染拡大を防ぐため、公演前後の石けんによる手洗い又は手指消毒等感染防止対策を行う。 | ◎ |
| C12 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 出演者、スタッフ等は各自検温し、発熱がある場合には自宅待機とする。また風邪の症状がある場合にも自宅待機を促す。 | ◎ |
| C13 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設管理者 施設利用者 | 楽屋においても、適宜ドアや窓を開けるなど換気を行う。 | ◎ |
| C14 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。 客席、ロビー、控室、楽屋、廊下等館内の他の場所においては十分な距離を確保する。 なお、利用前後や休憩中はマスク着用などの咳エチケットに配慮する。 | ◎ |
| C15 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。 | ◎ |
| C16 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。 | ◎ |
| C17 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 | 入場時のチケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討。 | ● |
| C18 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設管理者 | ドリンクコーナーを営業する場合は、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他）」及び「外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会）」に沿った感染防止対策をとること。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 | ◎ |
| C19 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設管理者 | オペラグラス、ブランケット等の貸し出し物品については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。クローカーサービスは中止する。 | ◎ |
| C20 | ホール系施設 (ホール、講堂等) | 施設利用者 来場者 | 休憩時のホワイエで、来場者同士の距離確保を呼び掛ける。 | ● |

〈施設種別対策〉

| No. | 分類 | 対象 | 対応 | ◎=必須 ●=推奨 |
|-----|------------------------|----------------|--|--------------|
| D01 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設管理者 | 削除 | |
| D02 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設利用者 | 向かい合っでの大声での発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合はマスクに加えフェイスシールド等の対策を講じるものとする。 | ◎ |
| D03 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設利用者 | 利用にあたっては対面は極力避け、十分な身体的距離（最低1m）をとる。 | ◎ |
| D04 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設利用者 | 管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。 | ◎ |
| D05 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設利用者 | 削除 | |
| D06 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設管理者 施設利用者 | 機械換気が適切に稼働していることを前提に1時間に5分程度、ドアを開けるなど換気を行う。 | ◎ |
| D07 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設管理者 | 利用枠の間は、常時ドア、窓等を開けるなどにより換気を行う。 | ◎ |
| D08 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設利用者 | 削除 | |
| D09 | 練習室系施設 (練習室、リハーサル室) | 施設利用者 | 管楽器の演奏等については、定員を50%を超えて100%以内とする場合は、楽器用マスクや遮蔽版を設置する等の飛沫拡散対策を行うものとする。 | ◎ |
| E01 | 講座系施設 (アトリエ、工房等) | 施設利用者 | 削除 | |
| E02 | 講座系施設 (アトリエ、工房等) | 施設利用者 | 削除 | |
| E03 | 講座系施設 (アトリエ、工房等) | 施設利用者 | 削除 | |
| E04 | 講座系施設 (アトリエ、工房等) | 施設管理者 | 削除 | |
| F01 | 集会系施設 (和室、会議室等) | 施設利用者 | 削除 | |
| F02 | 集会系施設 (和室、会議室等) | 施設利用者 | 削除 | |